

## 声明

### 「黒い雨」訴訟控訴棄却判決を受けて

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件（以下、「黒い雨」訴訟）控訴審において、広島高裁は 7 月 14 日、国側の控訴を棄却して、広島地方裁判所における一審判決を支持する判決を下したことに對し、私たち核戦争を防止する石川医師の会は、唯一の戦争被爆国に生きる医師・歯科医師の団体として、支持を表明します。

本件については、2020 年 7 月 29 日、広島地方裁判所が原告 84 人全員を被爆者として認定し、広島県と広島市に被爆者健康手帳の交付を命じる画期的な判決を下しました。これは、「黒い雨」による内部被曝が人体へ悪影響を及ぼすことを認め、さらには降雨継続時間の長短、「第一種健康診断特例区域」の内外であるかといった、いわゆる「線引き」によって取扱いを異にすることが、合理性を欠くものであることを示したものでした。

しかし、「十分な科学的知見に基づく判決とはいえない」との理由から、昨年 8 月 12 日に加藤勝信厚生労働大臣（当時）は控訴を決断。これは、「黒い雨」に曝露したことにより身体的・精神的苦痛を受け続けてきた原告の思いを踏みにじるものでありました。

昨年 11 月より審理が行われてきた控訴審において、国側は調査結果等を元に「放射性降下物が降った科学的知見はない」、「影響を認めることは困難」という趣旨の主張を繰り返してきましたが、広島高裁は原告の主張する被害実態に基づき、公正な判決を下したことを高く評価します。

国、広島県および広島市は本判決を真摯に受け止め、全ての「黒い雨」被爆者の救済を一刻も早く行うことを求めます。

2021 年 7 月 16 日 核戦争を防止する石川医師の会  
代表世話人 江守道子